

志學館大学教育課程編成会議規程

(設 置)

第1条 志學館大学（以下「本学」という。）に、志學館大学教育課程編成会議（以下「会議」という。）を置く。

(業 務)

第2条 会議は、次に掲げる業務を実施し、本学の教育課程の体系的かつ組織的な編成を図る。

- (1) 本学の教育目的並びに卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の見直し
- (2) 教育課程の見直し、改訂及び編成
- (3) その他教育課程の体系的かつ組織的な編成に関し必要な事項

(組 織)

第3条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長補佐（学務担当）
- (3) 高大接続教育センター長
- (4) 教職センター長
- (5) 各学部教務委員会の委員長
- (6) 学長が指名した者 若干名
- (7) 事務局長
- (8) 学務課長

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 学長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者がその職務を代理する。

2 議長は、会議を統括し、第2条各号に掲げる業務の遂行にあたる。

3 議長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 会議の事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、大学運営会議において別に定める。

附 則

この規程は、平成29年8月23日から施行し、平成28年9月7日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行適用する。